

山口大学総合科学実験センター常盤分室規則

令和2年3月24日 制定

令和3年3月31日 改正

令和4年3月30日 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学総合科学実験センター規則（平成24年規則第31号）第3条第2項に規定に基づき、山口大学総合科学実験センター常盤分室（以下「分室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分室は、常盤地区に設置する研究機器（以下「共用機器」という。）の共用を図り教育・研究の支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 分室は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 共用機器に係る保守・管理に関すること。
- (2) 共用機器を利用した教育研究支援に関すること。
- (3) 共用機器の外部利用者への対応に関すること。
- (4) 共用機器の稼働率向上のための広報に関すること。
- (5) 常盤地区利用者連絡会に関すること。
- (6) その他分室が必要と認める事項に関すること。

2 他事業による共用機器の運用に関しては、当該事業により対応するものとする。

(専門委員会)

第4条 分室の管理及び運営に関する事項を審議するため、山口大学総合科学実験センター常盤分室専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(職員)

第5条 分室に、次の職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 副分室長
- (3) その他必要な教職員

(副分室長)

第6条 副分室長は、常盤地区の大学教育職員のうちから分室長が指名した者をもって充て

る。

- 2 副分室長は、分室長を補佐し、分室長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副分室長の任期の終期は、副分室長を指名した分室長の任期の終期を超えることができない。
- 4 副分室長に欠員が生じた場合の後任の副分室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の審議事項)

第7条 専門委員会は、分室に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理及び運営に関する事項
- (2) 共用機器の整備の方針に関する事項
- (3) その他分室の管理及び運営に関し、必要な事項

(委員)

第8条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 分室長
 - (2) 副分室長
 - (3) 総合技術部分析技術課長
 - (4) 産学連携課長
 - (5) その他分室長が必要と認める者
- 2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の終期は、当該委員を指名した分室長の任期の終期を超えることができない。
 - 3 前項第6号委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 専門委員会に委員長を置き、分室長をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副分室長がその職務を代行する。

(部会)

第10条 専門委員会は、必要に応じて部会等を置くことができる。

- 2 部会等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

(事務)

第11条 分室に関する事務は、学術研究部産学連携課において処理する。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか，分室に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 山口大学常盤キャンパス共用機器利用センター規則は，廃止する。

附 則

- 1 この規則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行後この規則による改正後の山口大学総合科学実験センター常盤分室規則第 8 条第 6 号の規定に基づき最初に選出される委員 2 名の任期は，同規則第 8 条第 2 項の規定にかかわらず，令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。